

○情報誌「大学評価と IR」 企画記事に関する申し合わせ（解説付）

（令和元年 5 月 29 日幹事会決定）

（趣旨）

第 1 条 情報誌「大学評価と IR」（以下「情報誌」という。）の企画記事に関して、必要なことを定める。

（企画記事）

第 2 条 企画記事は、次の各号による。

(1) 企画記事は、編集部からの依頼原稿で構成する。

・企画記事の投稿はできません。掲載したいコンテンツがある場合には、編集部にご相談ください。

(2) 企画記事は、編集部において校閲を行う。

・事実関係のチェックは行います。

(3) 原稿には、題目、5 語以内のキーワード、著者氏名、所属、職位、本文、略歴を記していただく。必要に応じて、概要、連絡先、謝辞、参考・引用文献を記すことができる。

・原則的に、様式自由です。編集部権限で調整します。連絡先（電話番号、メールアドレス）の掲載も任意です。

(4) 原稿には編集部においてカテゴリ整理用キーワードを附す。

・特集号などは当面考えていないので、記事を探しやすくできるようなカテゴリ名を附します。

(5) 様式については、編集部が定めたものを参考に執筆いただく。

・引用形式、註記、引用文献や参考文献の表記については任意の形式でかまいませんが、編集部としても「ひな形」の提示は行います。

（企画記事の編集）

第 5 条 編集は、次のとおり行う。

(1) 編集部は、概ね 1 ヶ月以内に校閲作業を行う。

(2) 最終的な掲載の可否は、編集長が決定し、原則として受理の順に掲載する。

・依頼時に、内容は相談しているので、なるべく早く掲載を行う方向で編集を進めます。

（発行）

第 6 条 情報誌の発行は PDF 形式とし、本会 web サイトに掲載する。

2 情報誌は、会員以外からも閲覧できるものとする。

- ・印刷冊子は発行しません。各自印刷いただくか、PC等でご覧ください。
- ・閲覧はどなたでもできるようにします。
- ・DOI等の取得は今後行う予定です。

(謝金)

第7条 執筆に際し、謝金は支払わない。

- ・(本会の他の活動も同様ですが) よろしくお願ひします。

(著作権)

第8条 情報誌に掲載された論文等の著作権は本会に属するものとする。ただし著者がこれらの全部ないし一部を著者自身で他に利用する(講演や教材で用いる等)場合、その出所を明示すれば足りるものとする。

- ・著作権は、コンソーシアム側で確保させていただきます。
- ・著者の方は、「情報誌「大学評価とIR」(大学評価コンソーシアム)の第〇号から転載」等を附していただければ、特に大学評価コンソーシアムに知らせることなくそのまま転載されて結構です。
- ・著者以外の方は、一般的な引用ルールに従ってご利用ください。

(雑則)

第9条 本申し合わせに規定されていない企画記事の編集上の課題については、編集部において判断する。

附 則 (令和元年5月29日幹事会承認)

この規則は、令和元年6月1日から施行する。